

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年11月16日付けで行った不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る対象個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、異議申立人の両親の相談記録に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、本件対象個人情報について、その存否を答えるだけで、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号に掲げる不開示情報を開示することになるとして、条例第15条の規定に基づき本件決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件対象個人情報を開示するよう求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成22年11月9日付けで、実施機関に対し条例第13条第1項の規定に基づき、本件対象個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成22年11月16日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成22年11月27日付けで、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が主張している異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- (1) 私の両親が私を精神病院に入れた方がよいか県に相談に行ったそうであるが、相談内容は私にとって重大な問題である。
- (2) 病院のカルテは、患者の情報を記載するものであるから患者の個人情報になっていると思うが、相談記録も県が両親から聞いた私の情報を記載しているものであるから同様の意味合いが強いのではないか。
- (3) 県は、両親が相談しているのだから両親の個人情報であるということかもしれないが、相談内容は私に関することで私の個人情報であるから、私は、

両親に不利益な情報を除き、相談記録を見ることができるのではないか。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報である異議申立人の両親の個人情報を開示することになることから、条例第15条の規定により当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否したものである。

6 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報の内容について

保健福祉事務所では、精神障害者やその家族等に対して、社会復帰の支援や自立等のために必要な援助を行うことを目的として相談を受けており、相談終了後に相談記録を作成している。

異議申立人の主張どおり両親からの相談があり、当該相談について保健福祉事務所の職員が相談記録を作成していた場合には、開示請求に係る個人情報の中に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれることが認められる。

(2) 本件対象個人情報の存否応答拒否について

条例第15条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第14条第1項各号の不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。

実施機関は、条例第15条の規定により、本件対象個人情報の存否を答えるだけで条例第14条第1項第1号に該当する不開示情報が明らかになるとして存否応答拒否を行ったものであるから、本件対象個人情報の存否を答えることが同号に規定する不開示情報を開示することになるかについて検討する。

ア 条例第14条第1項第1号について

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合があるが、開示請求者以外の個人に関する情報を本人に開示することにより当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする旨を定めたものである。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でも知り得る情報である場合等は、正当な利益を害することにならないことから開示すべきである。

イ 存否応答拒否の妥当性について

異議申立人は、両親が保健福祉事務所に相談したとして、当該相談内容中の自己情報について開示請求を行っている。

しかし、異議申立人の両親が異議申立人を精神病院に入院させた方がよいかについて公的機関に相談に行ったのか否かという事実自体が、両親のプライバシーに属する個人情報に該当する。

そして、当該情報について、異議申立人がこれを当然に知っている立場にあることが明らかであるということとはできず、また、当該情報が何人でも知り得る情報に当たるということもできない。

よって、本件対象個人情報の存否を答えることにより、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報を開示することになると認められる。

以上のことから、本件対象個人情報の存否を明らかにして開示・非開示の決定を行えば、当該相談の有無が明らかになり、条例第14条第1項第1号に規定する不開示情報を開示することになるので、実施機関が、条例第15条の規定に基づき当該開示請求を拒否したことは妥当である。

7 審議会の判断

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。